

第30回
東京地方裁判所委員会
(平成25年6月10日開催)

東京地方裁判所委員会（第30回）議事概要

（東京地方裁判所委員会事務局）

第1 日時

平成25年6月10日（月）15:00～17:00

第2 場所

東京地方裁判所第1会議室

第3 出席者

（委員） 畝本直美，追川 誠，大沢陽一郎，大段 亨，岡田ヒロミ，岡田雄一，
小林昭彦，都筑富之，栃木 力，中村ゆかり，平野治夫，深澤信夫，
松下淳一，丸山陽子，山田俊雄，由岐和広

（事務局） 東京地裁民事首席書記官，同刑事首席書記官，同事務局長，
同総務課長，同総務課課長補佐，同総務課庶務第一係長，
東京簡裁事務部長

（プレゼンター）

吉村典晃東京地裁裁判官，齊藤啓昭東京地裁裁判官，三神晴彦東京第一
検審事務局長

第4 議題

「裁判員裁判の現状と課題について」

「裁判員の精神的負担に対するケアやサポートについて」

「検察審査会の広報のあり方について」

第5 配布資料

資料1 司法の窓（第78号）

資料2 パンフレット「検察審査会Q&A」

第6 議事

1 開会

2 議題「裁判員裁判の現状と課題について」

【発言者の表示=◎：委員長，○：委員，●：裁判所委員，■：プレゼンター】

(1) 吉村裁判官から「裁判員裁判の現状と課題について（量刑と評議の進め方）」の説明
があり，その後，以下のとおり質疑応答があった。

○ 検察官の求刑について，裁判員はどのように認識されているのか。つまり検察官の

意見が出たところで、この意見はどのような根拠なのかという質問から入ってくるような気がするが、検察官の求刑をどういう風に受け入れ、それをどのような参考資料にするのかについて興味があるので、教示願いたい。

- 検察官の求刑というのはなかなか難しいところがある。以前は、量刑評議をする際に、裁判員に対して「自由に意見を述べてください。」と言ったりしていた。そうすると、検察官の量刑を基準としながら、「検察官はこう言っているけれども、そこまではしていないよね。」というような議論をしていたこともないわけではない。しかし、やはり少し違うのではないか。検察官の求刑が本当に正しいのかも、裁判員には分からないので、それを出発点として位置付けるのは良くないのではないかと今では思うようになっている。現在は刑を決めるにあたっては、当該事案が属する一定の犯罪類型が示す量刑傾向をとらえ、その量刑分布の中での位置づけと一緒に考えていただきたいと思っている。では求刑とは何なのか。求刑の説明の仕方は裁判官によって多少異なるかもしれないが、私は求刑というのは検察官の意見であるから、拘束されるものではない。しかし、その一方で検察官は公益の代表者として意見を述べているわけで、単に自分勝手に述べているわけではなく、他の事例などと比較して述べているのだと説明するようにしている。また、検察官の立場というのは訴追官であり、訴追官とは、日本の刑事裁判では、被害者が直接起訴をすることができないので、被害者に代わって起訴をするという側面があり、当然被害者の立場に立って活動するという面もある。そういう中でこの求刑というのは出ているのではないかと説明をしている。

○ 保護観察付き執行猶予にする時の一番の要素というのはどのようなものか。

- 私の場合には、議論をしていく中で軽い刑で良いのではないかという議論が出てくると、場合によっては執行猶予でも良いのではないかという議論が出てくるので、執行猶予でも良いのではないかという意見がある程度出てきたところで、執行猶予には保護観察というものもあるという形で、その内容を説明している。量刑の議論をする際は最初から説明をするのではなくて、みんな、量刑分布の中での位置づけを議論し、軽い方で良いよねというコンセンサスが出来て、執行猶予でも良いのではないかというコンセンサスが出来たときに、保護観察付きと保護観察付きでない執行猶予の違いを説明するようにしている。保護観察の場合には、保護観察官がいて、保護司さんがいて、保護司さんと連絡を取ることによって見守っていただける。も

もちろん保護観察といっても、四六時中見守っていただけるわけではないので、ずっと観察しているわけではない。しかし、保護観察官や保護司が周りにいることによって、自分が立ち直ろうというきっかけになるといった説明をする。そのような中で議論していくと、例えば周りに保護司さんに代わる人が少なく、親も何だか心配だなという議論が出てきたときには保護観察が良いのではないか。逆に親がしっかりとしていて、この人に任せれば良いのではないかという議論になると保護観察を付けなくても良いのではないかという議論になるのが比較的多いパターンではないかと思っている。

- ただし、精神疾患や薬物という事案では、非常に難しい問題があるので、皆さんに真剣に議論いただきたい。
- おっしゃるとおり、やはり保護観察というのが有効に機能するという期待がないといけないので、その意味では、刑の重さだけではなく、別の観点で考えなければいけない事件においては、例えば、薬物事件の特色を説明したりして、事件によって適切に説明していけるよう努力していきたい。
- ◎ 保護観察制度があることを最初の段階から説明しないのは、実刑か執行猶予かの処遇をきちんと決めるために、最初から言わないという趣旨か。
- そのとおりである。私の場合には、国民の感覚を生かしながら、ある一定の犯罪類型の中で重い方なのか軽い方なのかということをきちんと議論していくことが重要であり、最初から保護観察等の効果を考えていくと議論が曲がっていく場合があるのではないかと考えている。本当に悪質な事件で強い非難に値するならば、悪質で強い非難に値する点についてのコンセンサスを先ず形成したいと思う。そうしないと、悪質な事案であっても、保護観察を付ければ日頃からたくさん面倒を見てもらえるから、保護観察でも良いのではないかという議論が出てきてしまう。このような議論のあり方は少しどうかと思う。
- ◎ プレゼンターの説明の中で量刑分布のグラフがあるが、これは裁判官が勝手に評議の中で示したりするものではなくて、公判前整理手続の中で、この事件の量刑ファクターが何だろうかということは、検察官、弁護士と裁判所で議論をする。大体この事件はタクシー強盗で凶器を使ったという類型だというコンセンサスが出来て、当裁判所はこういう量刑ファクターで選び出した量刑グラフを使うことを予め明示しておき、当事者もそれに基づいて、論告弁論することが原則である。もちろん、

そのような裁判所の立場は分かるけれども、自分はずっと違う量刑グラフを併せて出したいというのであれば、量刑グラフを抽出できる裁判所のデータベースにアクセスすることができるので、弁護人も併せて主張するというようにして、出来るだけ同じ量刑グラフを使って議論するようにしている。評議の合間に勝手に裁判所が裁判員に対して示しているわけではない。その点は御了解いただきたい。

■ 量刑分布等のデータについては、裁判員裁判が始まる1年ちょっと前からデータを取り始めて、現在に至るまでのデータを積み上げ続けているものである。検察官、弁護人も裁判所に来て、データを閲覧することが可能なので、弁護人によってはグラフを示すなどして、実際に弁論で活用している方もいる。

◎ 本日説明させていただいたことは、現段階での到達点であり、更に良い量刑評議ができるように取り組んでいきたい。

(2) 齊藤裁判官から「裁判員の精神的負担に対するケアやサポートについて」の説明があり、その後、以下のとおり質疑応答があった。

○ 連絡カードはどの地裁でも同じように使用されているものなのか。齊藤裁判官は千葉地裁でも勤務していたということだが、千葉でも使用していたのか。

■ 千葉でも同様に連絡先を書いた紙を使用していた。

○ 裁判員向けにメンタルヘルスの電話相談窓口が用意されているが、相談窓口は裁判所ではなく外部となっている。おそらく心の相談のプロだとは思いますが、裁判特有の悩みだとかをどこまで分かっているのかが、外部から見ると分からないので、むしろ裁判官に相談の方が色々適切なアドバイスができるのではないかと。いきなり一般的なメンタルヘルス相談への助言だけで終わってしまって、なかなか犯罪だとかそういうことを分からないまま、外部の相談窓口担当者が回答していることはないかと心配である。

■ 相談窓口担当者については、一般的な裁判員裁判の進め方、仕組み、評議の秘密がどのようなものかを最高裁から配布された資料を基に理解いただいていると承知している。ただし、御質問のとおり、相談者が自分はこういう面で辛い思いをしたということを話すこと自体も、とても苦痛だという場合もあるので、私自身も「判決が終わるまでは、先ず裁判官に話をしてください」と言っている。事件が終わった後でも、「連絡カードの電話番号に連絡をもらえれば、裁判官が対応することも可能なので遠慮なく電話をしてください」という話をしている。したがって、どちら

の制度も使うことが可能だとお考えいただきたい。

- ◎ 死刑事件だったと思うが、判決が終わって一週間ぐらい経ってから、裁判所から大丈夫ですかという電話をかけたという経験のある裁判官もいるようである。多少危惧される点があったのかもしれないが、裁判所も適切な気配りをしているなという印象を持った。
- 裁判所で色々と工夫されているとのことだが、精神的に負担になるような写真を見たくないという拒否することは可能なのか。
 - 精神的に負担になるような写真を見る場合、例えば人が亡くなった事件ということは、予め説明をしているが、選任手続の段階で負担に耐えられないとか、重大な写真が出てくるのであれば、見たくないという申し出があれば、私の場合には個別質問で不安の内容を聞いて、漠然とした不安なのか、あるいは何か精神的な症状を抱えているとか、経験に根ざした深刻な不安があるのかということを確認する。その上で、場合によっては辞退していただくということもあるだろうし、それは候補者ごとに事案ごとに判断を行うようにしている。
- 裁判員になって審理が始まってから負担になるような写真は見たくないとの申し出があった場合、例えば写真3枚までは見られるけれど、4枚目から見たくないということもあり得ると思うが、どのように対応しているのか。
 - 始まってから精神的な負担に耐えられなくなったということになると、法律上は辞任が可能である。裁判所としては、先ずはそうならないように、職員と連携して、裁判員の方の様子を把握し、精神的に参っている様子が見受けられれば、事情を伺う。お話を伺って続けるのが難しいとの申し出があれば、辞任していただくことになるのではないかと思う。
- ◎ 齊藤裁判官、吉村裁判官の経験として、これまでに精神的な理由で裁判員が辞任したという例はあったか。
 - 私は経験したことがない。
 - 私も同様である。
- ◎ これまでなかったからといって今後もないとは限らないので、裁判官にはこれまでと同様にきちんと見ていっていただく必要がある。

検察官は証拠の中身について、どのように考えておられるのか。
- 先ず申し上げなければならないのは、裁判員裁判であろうと普通の裁判であろうと、

刑事裁判である以上は正しく事実認定をしていただいて、適正な量刑をしていただくというのが、公益の代表者である検察官としての大切な役割であり、立証上必要なのであれば、それは証拠として請求していかざるを得ないというのが基本的な役割だと考えている。ただし、齊藤裁判官からも話があったが、その必要性というのは事件ごとに争点があって、何がこの事件で争われているのかということで、本当にこの証拠が争点との兼ね合いで必要なかどうかということとは十分吟味しなければならないとも考えている。それで証拠請求することが必要だとなった場合については、出し方に工夫が必要ではないかという点については、色々と検討していかなければならないとも思っている。東京地検の公判部にその点について聞いてきたところ、四点くらい工夫をしているとのことで、先ず一点目は必要最小限な証拠に絞るということ。写真の枚数も必要な枚数に絞り、写真の種類も写真そのものが必要なのか、あるいはコンピューターグラフィックのようなもので代替できるのかどうか。証拠を示す時間も物によっては短くする。色彩が必要な事案なのかによって、カラーなのか白黒なのかということも決まってくるだろうし、大きなスクリーンに出す必要があるのか、小さいサイズで足りるのかどうかなどの点を検討するなどして必要最小限のものにするというのが第一点である。第二点目は、裁判員の側の心の準備、即ち予測可能性をもっていただくということである。遺体の写真を示すということは、証拠説明の段階で予め説明するし、実際にその写真を示すときにも、もう一度写真を示すともアナウンスをする。示される写真についても予備知識として、これから示す写真がどのようなものか、カラーなのか白黒なのか、どれくらいの大きさの写真が示されるのかを予めアナウンスして、心の準備をしていただくようにしており、遺体写真の提示が終わってからは、この後はもう写真はないという点も説明するようにしている。第三点目としては回避可能性、目のやり場を準備するという点。例えば、スクリーン一杯に示されると目のやり場がなくなってしまうので、写真以外に人体図のようなものを置いて、その周りに写真を置き、直視できないときには図などに目をやっていただけるような回避余地というスペースを準備するようにしている。回避余地を作った時には、先ほどのアナウンスの点でも、画面の右側に人体図が出る、左下には遺体の写真が出るというような説明も予め行うようにしている。第四点目は、裁判員にこれは必要な証拠であるということをもっと理解しておいていただくということ。今この事件ではこれが争点にな

っているので、こういう点を明らかにするためにこういう写真を見ていただく必要があるということを説明することで、裁判員の方々は御自身が判断しなければならないという責任感をもっていらっしゃるから、争点を立証するために必要な証拠だということを理解して見なければならないという意識も芽生えるので、その点を説明するようにしている。以上の点については、今後も裁判所、弁護人らの意見を聞いて工夫していかねばならないと思っている。

- ◎ 声かけの点は細かいことのようにだが、「心の準備ができた。」というような裁判員からの感想にも繋がっているようだ。当然裁判所からも、今日の午前中の審理では、このような写真が出るからということは伝えているが、検察官からもアナウンスがあれば、声かけがあるのとないのとでは違うという感想も出ているので、これはこれからも続けていただきたい。

(3) 三神晴彦東京第一検審事務局長から「検察審査会の広報のあり方について」、パンフレットを示しながら説明があり、その後、以下のとおり質疑応答があった。

- 東京地裁独自のホームページで検審のことを扱っているのか。
- ◎ 別組織なので、当庁のホームページでは扱っていない。

第7 次回のテーマについて

以上の意見交換に引き続いて、次回のテーマについて意見交換が行われた結果、第31回は「裁判員裁判の現状と課題～公判中心の審理とは（公判前整理手続について、裁判所側で工夫している点を含めて）～」をテーマとすることになった。

第8 次回の開催期日について

次回の開催期日は、10月16日（水）とする。